

○令和元年度の経営目標達成状況及び令和2年度目標設定表

I. 最重点目標(成果測定指標)											
戦略目標	成果測定指標	新規	単位	ウエイト(R1)	H30実績	R1目標	R2目標	ウエイト(R2)	中期経営計画(H28~R2)		R2目標設定の考え方(数値の概観) ※累積数値による目標設定の場合は、その理由も記載
						実績[見込]			R2目標	最終年度目標	
① 多様な担い手への農地の集積・集約化と遊休農地解消及び未然防止に係る取組みの実施	農地の借入等面積		ha	30	34.7	35.0	35.0	30	15以上	15以上	『大阪府農地中間管理事業の推進に関する基本方針』に則る目標は年間15haであるところを令和元年度の実績19.0ha(35.0haから機構関連農地整備事業の転貸実績を除いた数値)を踏まえ20haとする。また、令和2年度に完成見込みの安威川ダム関連は場整備事業での転貸見込み15haを加えて、R2年度全体目標は35haとした。 中期経営計画では農業振興地域19地域でそれぞれ2回の38回を目標としている。これまでの実績から地域への働きかけが中間管理事業の推進に有効であると考え、令和元年度の実績を踏まえ48回とした。
					35.0						
	地域への働きかけ		回	10	46	47	48	10	38	38	
					47						
法人経営者の考え方(取組姿勢・決意)										具体的活動事項	
最重点とする理由、経営上の位置付け	<p>○農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等によって、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって生産性の向上をめざすため、農用地を機構が借り受け、公募による希望者へ貸し付けを行うもの。平成26年5月に農地中間管理事業を実施する機関として大阪府知事から農地中間管理機構の指定を受けた。</p> <p>○本機構は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、府域で唯一の本事業機関として準行政的性格を有しており、また本事業は農地の流動化、担い手の育成、遊休農地の解消や未然防止等大阪府の農政と密接に関連している。さらに担い手への農地集積・集約化を加速化するため、法律改正で事業仕組みの改善や実施区域の拡大が図られる見込みである。また、国の経営支援事業や基盤整備事業で中間管理事業との連携が要件化されるなど、事業の代替性がなく安定・積極的な実施が国からも求められている。</p> <p>○以上のことから農地中間管理事業を経営上の最重点事業と位置付ける。 経営目標に関しては、平成26年4月に大阪府が定めた「大阪府農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り年間15ha以上とされているところを昨年度の実績を踏まえ20haとし、また令和2年度に事業完成が見込まれる安威川ダム関連は場整備事業での転貸15haを加えて、全体目標として35haとする。あわせて、本事業を有効に活用し、担い手の農業経営基盤の拡充をめざすため、大阪府の都市農業・農空間条例における農空間保全地域制度の取り組みが進んでいる地域や機運が高まっている地域を重点的に取り組むほか、機構事業の更なる周知や今後の重点地区の掘り起こしに向けた地域への働きかけを行うこととし、その回数48回を目標値とする。</p> <p><基本方針と会社の役割> 基本方針：H26からR5までに240haの農地を集約。240haの内訳は、新規参入によるもの78ha、規模拡大等によるもの162ha。 公社役割：新規参入によるもの78ha(÷10年≒8ha)、規模拡大によるもの162haのうち農業振興地域内農地130haの概ね5割である65ha(÷10年≒7ha)</p>										
最重点目標達成のための組織の課題、改善点	<p>○大阪府との連携強化。 大阪府が農政室及び農と緑の総合事務所に設置した農地利用促進チームと連携し、重点地区の選定やアンケート調査等を活用した地元への働きかけを行うとともに、大阪府と機構の役割分担を図りながら一体となって事業推進を図る。</p> <p>○あわせて、市町村、農業委員会、JA及び土地改良区等農業団体とも緊密に連携を図る。とりわけ、農業委員、農地利用最適化促進委員が地域における協議の場に積極的に参加することが法令で明確化されたことから、農業委員会とより密接な連携を図る。</p>										
活動方針	<p>○大阪農業の特性を活かしながら、大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全活用に関する条例」、「新たなおおさか農政アクションプラン」など大阪府や市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえつつ、</p> <p>①農地の集積・集約による農業経営基盤の強化 ②農空間の有する公益的機能を保全活用するための農地利用の促進を基本理念とし、大阪府が定めた基本方針に則り事業を推進する。</p> <p>○また、中間管理法の改正に適切に対応していくとともに、業務の重点化、効率化を一層進め、面的な取組みを更に進めていく。</p> <p>『「地域への働きかけ」の流れとカウントについて』 I 府・市町村とのターゲットの共有 ⇒ II 現地調査、農空間保全委員会や地域での事業PR ⇒ III 市町村との連絡協議 ⇒ IV 地域での代表者への説明 ⇒ V 説明会において役員等への説明(説明内容) ・概要説明での働きかけ ・詳細説明での働きかけ ・「人・農地プラン」の検討(集積・集約する担い手の検討) ・具体的な進め方の協議 ・具体的な進め方の検証と今後の進め方 VI 農地中間管理事業手続き開始(貸借意向を示した地権者からの借受け等) ※『「地域への働きかけ」』の回数は、上記取組のうち、「V 役員等への説明」回数をカウントする。</p>										

法人名	一般財団法人 大阪府みどり公社
-----	-----------------

II. 設立目的と事業内容の適合性(事業効果、業績、CS)												
戦略目標	成果測定指標	新規	単位	ウエイト (R1)	H30実績	R1目標	R2目標	ウエイト (R2)	中期経営計画 (H28～R2)		R2目標設定の考え方 (数値の根拠) ※累積数値による目標設定 の場合は、その理由も記載	戦略目標達成のための活動事項
						実績[見込]			R2目標	最終年度 目標		
② 啓発事業、支援業務の実施	セミナーなど環境教育・啓発事業参加者数		人	15	2,581	2,300	↓ 1,200	15	2,000	2,000	新型コロナウイルスによりイベントやセミナーに多大な影響が生じているが、参画・運営手法の検討により、令和元年度実績の半分以上の成果が出るように努める。	大阪府や市町村はもとより、NPOや大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員等と協働して、府民がより深く理解できるセミナーなどを実施する。
					2,364							
	CO2削減効果		t	15	1,142	650	↓ 330	15	450	450	新型コロナウイルスにより業界団体の総会等での省エネ診断受診への働きかけは行えなかったが、業界団体や市町村イベントへの積極的な働きかけを行い、令和元年度実績の半分以上の成果を目指す。	イベントやセミナーの実施による府民の行動変容に向けた普及啓発のほか、家庭向けには「省エネ相談」、事業者向けには「ポテンシャル診断」等を行い、効果的なCO2排出量の削減対策を提案する。
					654							
③ 府民の森各園地の適切な維持管理	ナラ枯れ対策の確実な実施 (伐採本数/ナラ枯被害危険木)		%	10	100	100	100	10	100	100	ナラ枯れ被害は北河内、中河内地区では減少傾向にあるが、終息には至っていないので、引き続き利用者の安全確保のため、危険木を確実に伐採するよう努める。	被害が顕在化する8月に被害調査を実施し、利用者の多い施設・広場・園路・管理道周辺のナラ枯被害危険木を伐採処理する。
III. 健全性・採算性(財務)、コスト抑制と経営資源の有効活用・自立性の向上(効率性)												
④ 安定的財政基盤の確立	一般正味財産増減額		千円	20	△ 8,539	△ 12,985	△ 8,717	20	△ 24,871	△ 24,871	確実性の高い収入を見込むとともに、プロパー職員退職後は嘱託員を登用するなど経営コストを抑制しつつ、事業内容に応じた人員配置に努める。	組織体制の整備を行い、事業運営の効率化を進めるとともに、積極的に新規受託業務の獲得に取り組む。

【凡例】

- ・☆はR2年度からの新規項目
- ・×は目標値未達成
- ・↓は前年度実績比マイナスの目標値
- ・〔 〕内の数値は、参考として記入した実績見込値
- ・（ ）内の数値は、当該年度の経営目標として設定していないため、参考として記入した実績値